

茅ヶ崎市景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 1 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市条例第 3 5 号

茅ヶ崎市景観条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市景観条例（平成 2 0 年茅ヶ崎市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条各号列記以外の部分中「第 1 6 条第 7 項第 1 1 号」を「第 1 6 条第 8 項第 1 2 号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 3 号）の施行の日から施行する。